

<第139号>

令和6年7月1日発行

# 少年センターだより

可児市役所 地域協働課内 ☎ 62-1111(内線 2116)

可児市少年センターは、可児市の市民文化部地域協働課に事務局があります。

不審者情報のメール配信、その他にも岐阜県青少年健全育成条例にもとづいた書店やコンビニエンスストア等への立入調査などの活動を行っています。

なかでも『青パト』は、各地区の青少年育成市民会議補導部員の皆様に補導員として市内各所を巡回していただいています。この活動は当センターの柱の一つです。本年度は90日ほど実施する予定です。

## 少年センター相談窓口

＜家族(かぞく)のこと／遊(あそ)び仲間(なかま)のこと／ネットでのこと／SNSでのこと／こんな活動したい・・・など、どんなことでもご相談ください＞

電話 62-1111(内線 2116) FAX62-1376<平日 9:00～16:00>

メール [seisyonensoudan@city.kani.lg.jp](mailto:seisyonensoudan@city.kani.lg.jp)・・・右上の2次元コードから・・・

対象は 青少年のみなさん(小学生～青年まで幅広く受け付けます)・保護者のみなさん・地域のみなさん・外国籍市民のみなさん

対応は 青少年相談員がいたします(個人の秘密は厳守します)



## この『青パト』で市内を巡回しています。



正式には『青色回転灯搭載車両によるパトロール』といいます。岐阜県警察及び中部運輸局の許可を受けて運行しています。

補導員は、各地区の青少年育成市民会議補導部員の皆様に中心となって務めていただいています。

巡回時間は朝 7:00～9:00、昼間 15:00～17:00、薄暮 17:30～19:00、夜間 20:00～22:00 のいずれかです。

帷子や桜ヶ丘では、それぞれの地区の『青パト』による巡回を行っていただいています。また、少年センターの事務局による巡回も行っています。

# 令和5年度中の少年非行の状況

## 1 岐阜県下との比較

昨年度より少年非行は7人増え、刑法犯に占める触法少年（14歳未満）は倍増。

区分 年		岐阜県内				可児署管内			
		令和5年	令和4年	前年対比		令和5年	令和4年	前年対比	
				人員	比率(%)			人員	比率(%)
非行									
刑法犯 (人)	犯罪少年	271	197	74	37.6	25	16	9	56.3
	触法少年	79	94	-15	-16.0	10	5	5	100.0
	小計	350	291	59	20.3	35	21	14	66.7
特別法犯 (人)	犯罪少年	83	65	18	27.7	1	3	-2	-66.7
	触法少年	5	18	-13	-72.2	0	5	-5	0.0
	小計	88	83	5	6.0	1	8	-7	-87.5
ぐ犯少年(人)		2	7	-5	-71.4	0	0	0	0.0
計		440	381	59	15.5	36	29	7	24.1
不良行為少年(人)		9,818	9,424	394	4.2	556	505	51	10.1

※ 刑法犯(窃盗犯・粗暴犯等)、特別法犯(軽犯罪法違反・迷惑防止条例違反・銃刀法違反等)、不良行為少年(喫煙深夜徘徊・暴走行為・飲酒等)

※ 犯罪少年：14歳～19歳、触法少年：14歳未満、虞(ぐ)犯少年：罪を犯す恐れがある少年

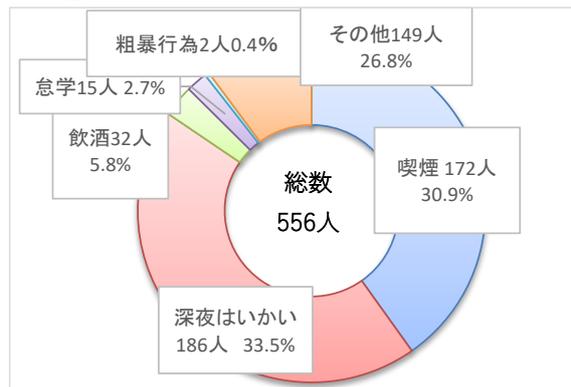
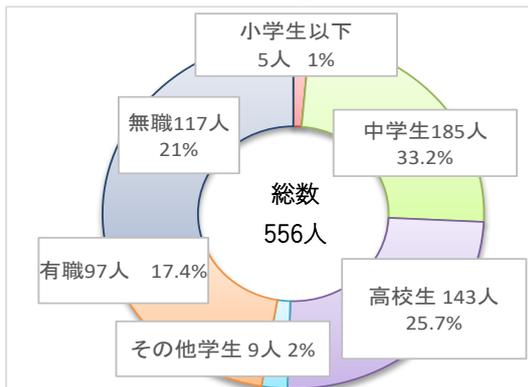
## 2 平成～令和年間における可児警察署管内の少年非行の検挙数推移

次のグラフが表しているように、平成10年頃を境に減少傾向。



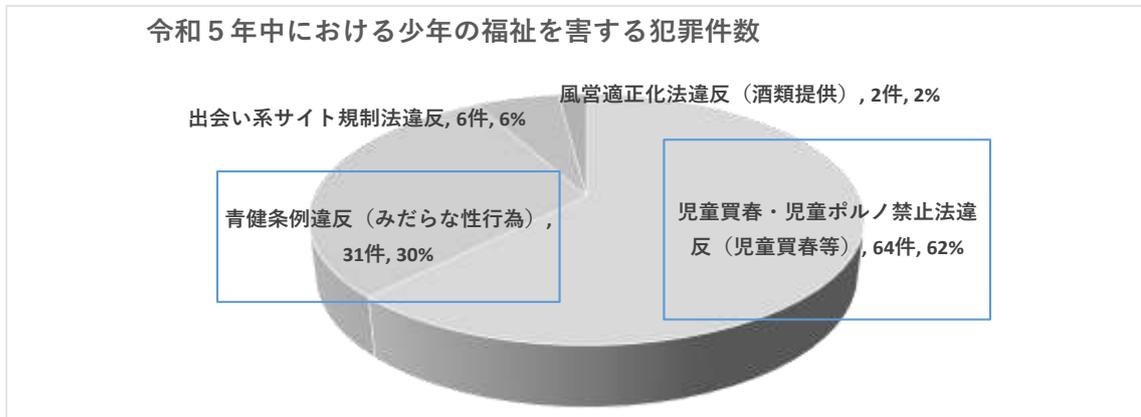
## 3 可児警察署管内の不良行為少年

可児署による主な補導事案を多い順に。学識別では中学生、高校生、無職少年。行為別では「喫煙」、「深夜はいかい」、「飲酒」。



## 令和5年中の岐阜県内における少年の福祉を害する犯罪の状況

次のグラフは、令和5年中の岐阜県内における『19歳以下の少年の福祉を害する(心身を傷つける)犯罪』の状況を表したグラフです。特に、児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童買春等)と岐阜県青少年健全育成条例違反(みだらな性行為)に係る犯罪が約92%を占めています。



また、右のグラフのように救出された被害少年の男女別、学識別の人数を見ると女子高校生と女子中学生に次いで男子中学生の被害が大変多いことがわかります。

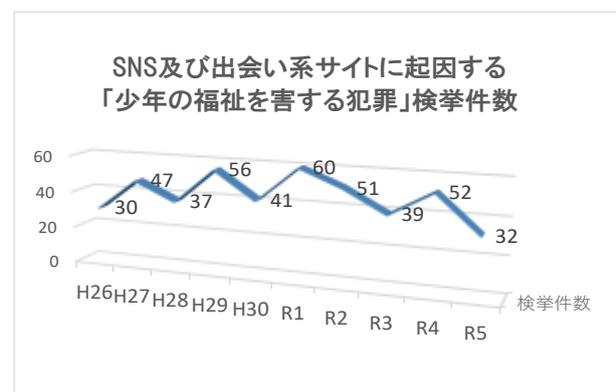
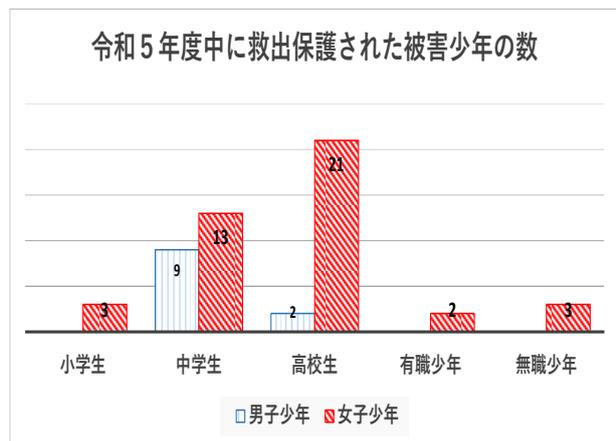
SNS や出会い系サイトに起因する『少年の福祉を害する犯罪』の検挙件数は、右下グラフのように過去5年間では最も低くなっています。

こうした被害から子どもたちを守るためには、インターネットやスマートフォンを利用するときには心配されることを親子でしっかりと話し合い、そのために子ども自身が納得して守ることができるルールづくりを行うことが大切になります。

特に心配されるトラブルの事例として次のようなものがあります。

- 使いすぎて生活リズムの乱れた
- ネットに流した情報を回収できない
- 親に内緒で課金や物の売買をした
- なにげない言葉でトラブルに発展した
- 相手の本当の姿がわからずだまされた

こうしたトラブルを防ぐためにどうしたらよいのかを話し合っ規則を決めましょう。例えば、「利用時間を決める」「子ども部屋に持ち込まない」「写真や動画を SNS 等にアップしない」「相手を傷つける言葉を使わない」等の約束づくりをしましょう。



# 岐阜県の相談窓口の紹介

岐阜県には、さまざまな相談窓口が設置されています。青少年だけではなく、その保護者からの相談にも対応しています。電話で相談がしづらい時には、メールでの相談も受け付けています。いずれにしても、困っていることや悩んで解決が難しいと感じていることがありましたら、ぜひ利用してください。

## 岐阜県青少年SOSセンター

電話：0120-247-505

メール：[s-soudan@govt.pref.gifu.jp](mailto:s-soudan@govt.pref.gifu.jp)

FAX：0120-505-783

- ひきこもり・いじめ・不登校・非行・友人関係・親子関係・不安・就労等の悩みに対応
- 365日、24時間対応のフリーダイヤル（午後8時～翌朝9時は緊急の場合のみ）
- 悩みを抱えている青少年だけでなく（小・中・高校生～概ね39歳）、その保護者にも対応

## 岐阜県警察少年サポートセンター（ヤングテレホンコーナー）

電話：0120-783-800

メール：[gifu.young.783800@ezweb.ne.jp](mailto:gifu.young.783800@ezweb.ne.jp)

- 被害にあいそう。被害にあってしまった。誘われたが断れなくて困っている等

## 岐阜県若者サポートステーション

電話：058-216-0125

メール：[gifusapo@icds.jp](mailto:gifusapo@icds.jp)

FAX：058-216-0124

- 無業状態の若者の社会的・職業的自立を目指す若者のための総合相談窓口
- 15歳～49歳までの方、その保護者が対象。相談はすべて無料。予約制

※可児市においても毎週水曜日に総合会館で相談会が開かれています。

# 青少年育成シンポジウムの紹介

日時：令和6年11月23日（土）13：30～15：35

会場：可児市文化創造センター 大ホール

開会行事 ○「わが家の宝物」作文・標語優秀賞表彰、優秀作文発表  
○「家庭の日」啓発図画・ポスター、県入選作品表彰

講演：『子どもとのかかわり方』 渋谷幸靖さん（NPO法人 陽和理事長）